

(平成24年4月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認香川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

### 第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から同年8月まで

私は、平成13年の春から夏の間、自宅から自転車で現金を持ってA区役所本庁に出向き、申立期間の国民年金保険料を納付した記憶があるので、申立期間の保険料が未納であることに納得がいかない。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年春から夏の間、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、申立期間に係る具体的な保険料の納付回数や納付時期に関する記憶が定かでない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に基づき、保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

さらに、B市が作成していた国民年金被保険者名簿において、申立期間の国民年金保険料は未納となっている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月 12 日から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 57 年 8 月 1 日から 58 年 12 月 21 日まで

申立期間①及び②における私の標準報酬月額は、A社（現在は、B社）から実際に支給された給与額と相違しているため、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A社における初任給は、基本給だけでも2万7,000円はあった。」と主張しているが、同社において、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、かつ申立人と同年齢である女性の同僚は、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、39人確認できるところ、当該同僚の申立期間における標準報酬月額は、全員が申立人と同額（2万4,000円）であることが確認できる上、当該同僚のうち、供述が得られた5人は、「私の同社における標準報酬月額の記録が事実と相違しているとは思わない。」旨供述している。

また、連絡が取れた複数の同僚のうち、申立期間①に係る給与明細書等を保管している者はいない上、B社は、「申立期間に係る資料は、保存年限の経過により既に廃棄している。」と回答しており、A社における申立期間当時の申立人に係る報酬月額や厚生年金保険料控除額が確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

申立期間②について、申立人は、「A社を退職する1、2年前からの給与は、基本給だけでも20万円程度はあった。」と主張しているが、申立人から提出された昭和58年分給与所得の源泉徴収票に記載されている給与等の支払金額には、申立人及び同僚の供述から、年に2回支給されていた賞与が含まれてい

るものと考えられるが、当該賞与の正確な金額は不明であり、平均報酬月額を推計することができない上、当該源泉徴収票上の社会保険料等の金額は、申立人に係るオンライン記録上の標準報酬月額から算出した1年間の健康保険料（特別保険料は含まず）及び厚生年金保険料と雇用保険料の年間推計額を合計した金額とおおむね一致している。

また、前述の供述が得られた5人の同僚のうちの1人から提出された申立期間②当時の給与明細書（昭和57年9月、58年8月、59年2月）によると、保険料率改定の適用時期を誤っている可能性がうかがえるものの、厚生年金保険料として控除されている金額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく保険料額とおおむね一致していることが確認できる上、当該同僚は、「提出した給与明細書で確認できる年月分以外の期間についても、残業代が違う程度であり、給与支給額や保険料控除額はほとんど同じであった。」と供述している。

さらに、前述の39人の同僚のうち、申立期間②においてもA社に継続して在籍している者は、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、13人確認できるところ、当該同僚の申立期間における標準報酬月額は、おおむね申立人の標準報酬月額（15万円）と同程度の水準（14万2,000円から16万円までの間）であることが確認できる。

加えて、B社から提出された「C厚生年金基金に登録していたデータ」、D連合会から提出された「中脱記録照会（回答）」及びE健康保険組合の回答によると、いずれも申立人の申立期間②における標準報酬月額は15万円となっており、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の申立期間①及び②における標準報酬月額が、遡及して訂正された形跡は無く、当該記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。